第七条の見出しを「（取りまとめ地域センターの長が農林水産大臣に送付を行う場合）」に改め、同条中「第十二条第五項」を「第十二条第六項」に、「地方農政事務所長」を「規則第三条第八項に規定する取りまとめ地域センターの長」に改める。

第八条中「第十二条第一項、第二項及び第四項」を「第十二条第二項、第四項及び第五項」に、「並びに当該各項の提出に係る部数及び期限は統計部長」を「は、統計部長」に改める。

別記様式第一号から別記様式第五号まで中「局・農政事務所」を「都道府県」に、「センター」を「地域センター」に改める。

別記様式第六号中「局・農政事務所　センター」を「都道府県　地域センター」に、「は局・農政事務所長」を「は、地方農政局長、北海道農政事務所長、沖縄総合事務局長又は取りまとめ地域センターの長」に改める。

別記様式第七号から別記様式第二十号まで中「局・農政事務所」を「都道府県」に、「センター」を「地域センター」に改める。

別記様式第二十一号中「センター名」を「地域センター等名」に、「局・農政事務所長又はセンター長」を「地方農政局長、北海道農政事務所長、沖縄総合事務局長、地域センターの長等」に改める。

別記様式第二十二号中「局・農政事務所」を「都道府県」に、「センター」を「地域センター」に改める。

別記様式第二十三号中

| 局・農政事務所 | 支庁 | センター |
|---|---|---|

を

| 都道府県 | 振興局 | 地域センター |
|---|---|---|

に、「センター農家番号」を「地域センター別農家番号」に改める。

別記様式第二十四号中

| 農政事務所 | 支庁 | センター |
|---|---|---|

を

| 都道府県 | 振興局 | 地域センター |
|---|---|---|

に、「センター別農家番号」を「地域センター別農家番号」に改める。

別記様式第二十五号及び第二十六号中「　農政事務所　センター」を「　地域センター」に、

| 局・農政事務所 | センターコード |
|---|---|

を

| 都道府県 | 地域センターコード |
|---|---|

に、「センター名」を「地域センター名」に改める。

第六　平成十四年十二月二十日農林水産省告示第千八百八十五号（牛乳乳製品統計調査規則第三条第五項の農林水産大臣が定める乳製品等を定める件）の一部を次のように改正する。

第六条中「第三項まで」を「第四項まで」に改める。

別記様式第一号から別記様式第三号まで中「局・農政事務所」を「都道府県」に、「センター」を「地域センター」に改める。

第七　平成十五年三月二十日農林水産省告示第四百三十五号（海面漁業生産統計調査規則第四条第四項の農林水産大臣が定める調査票等を定める件）の一部を次のように改正する。

第二条中「第八条第一項から第三項までの提出に係る部数及び期限並びに同条第二項」を「第八条第二項及び第三項」に改める。

第三条第一項中「地方農政事務所長等」を「取りまとめ地域センター等の長」に改め、同条第四項中「地方農政事務所」を「地方農政局の地域センター」に改め、同項各号を次のように改める。

一　東北農政局青森地域センター

二　北陸農政局新潟地域センター

三　中国四国農政局高知地域センター

四　九州農政局福岡地域センター

第三条第五項中「提出」を「送付」に改め、「部数及び」を削り、「統計部長」を「統計部長」に改める。

別記様式第一号から別記様式第五号まで中「都府県支庁」を「都府県（振興局）」に、「局・農政事務所名」を「都道府県名」に、「センター名」を「地域センター名」に改める。

第八　平成十五年五月二十日農林水産省告示第七百七十六号（漁業センサス規則第六条第四項の農林水産大臣が定める調査票等を定める件）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第十二号まで中「都府県（支庁）」を「都府県（振興局）」に改める。

別記様式第十三号から別記様式第十六号まで中「都府県（支庁）」を「都府県（振興局）」に、「農政事務所」を「都道府県」に、「統計・情報センター」を「地域センター」に改める。

第九　平成十五年十一月十一日農林水産省告示第千八百三十三号（農業経営統計調査規則第五条の農林水産大臣が定める調査客体の抽出方法等を定める件）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「地方農政事務所長等（地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）にあっては地方農政事務所長、地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、」を「地方農政局長（」に改め、同条第二項中「地方農政事務所長等」を「地方農政局長」に、「営農類型調査客体の数」を「数の営農類型調査客体」に改め、同条第三項中「地方農政事務所長等」を「地方農政局長」に改め、同条第四項中「地方農政事務所長等は、生産費調査客体を抽出するため」を「地方農政局長は」に、「生産費調査客体の数を、営農類型調査客体及び生産費調査客体の標本の十分な共用が図られるよう統計部長が定めるところにより、前項で」を「数の生産費調査客体を、前項の規定により」に改める。

第四条第一項中「センター長（地方農政局統計・情報センターの長、地方農政事務所統計・情報センターの長、北海道農政事務所統計・情報センターの長及び沖縄総合事務局農林水産センターの長をいう。）」を「規則第三条第四項に規定する実査機関の長」に、「取りまとめ、これを電子情報処理組織を使用して地方農政事務所長等が定める期日までに送付する」を「収録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「地方農政事務所長等」を「取りまとめ地域センター等の長」に、「の内容を取りまとめて、これ」を「（取りまとめ地域センター等の長が実査機関の長である場合にあっては、第一項の規定により取りまとめた生産費結果を含む。）」に、「管轄する都道府県」を「都道府県別」に、「生産費結果表を作成するとともに、生産費結果の内容を」を「当該生産費結果を収録した電磁的記録を作成し、」に、「送付しなければならない」を「送付するものとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、取りまとめ地域センターの長が送付しようとするときは、地方農政局長を経由して行うものとする。

第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　地方農政局の地域センター（規則第三条第五項に規定する取りまとめ地域センター（以下「取りまとめ地域センター」という。）を除く。）の長、北海道農政事務所の地域センターの長及び沖縄総合事務局の農林水産センターの長は、前項の規定により作成した生産費結果を収録した電磁的記録を、電子情報処理組織を使用して、地方農政局長が定める期日までに同条第六項に規定する取りまとめ地域センター等（以下「取りまとめ地域センター等」という。）の長に送付するものとする。

第五条の見出しを「（電磁的記録の保存）」に改め、同条中「前条第二項」を「前条第三項」に、「生産費結果の内容」を「生産費結果を収録した電磁的記録」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「事務所」を「都道府県」に改める。

別記様式第三号中「事務所番号」を「都道府県番号」に、「センター番号」を「地域センター番号」に、「統計・情報センター」を「地域センター」に改める。